

# 埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱（案）

令和 2 年 7 月 3 日  
保健医療部長 決裁

## 1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

帰国者・接触者外来等（※）とする。

※ 対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限  
り認める。

（ア）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日  
付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設  
置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門とする。

（イ）「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区  
医師会等への運営委託等について」（令和 2 年 4 月 15 日付け厚生労働省新型コロ  
ナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された地域外来・検査セン  
ターとする。

（ウ）「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰  
国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機  
関」について」（令和 2 年 5 月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対  
策推進本部事務連絡）に基づき設置された医療機関とする。

## 3 事業の内容

- （1）帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。
- （2）個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、  
整備する際は参考にされたい。

## 4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県帰国者・接触者  
外来等設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。なお、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。